

耕作放棄地の再生・利用を支援します

大山町農業再生協議会（事務局・大山町農林水産課内）では農振農用地区域内の耕作放棄地を再生利用する農業者などの取組みを支援します。

〈対象農地〉

農振農用地区域内の耕作放棄地（保全管理が行われていなかった、または保全管理の水準が低かった農地）

〈対象者〉

対象農地を使用貸借権の設定・移転、所有権の移転、農作業受託などにより、再生年度から、原則、使用貸借（無料）で5年以上耕作する農業者または農業者等が組織する団体など（土地所有者は支援の対象となりません。）

〈支援内容〉

草刈をしよう

●再生作業（障害物除去・深耕・整地など）への支援

▼事業費

果樹園あと地は40万円／10a、それ以外は30万円／10aを上限とします。

土づくりをしよう

●土壌改良（肥料・有機資材の投入、緑肥作物の栽培など）への支援

▼一律2.5万円／10a（何をどれだけ入れたのかの報告が必要です。）

作付けを始めよう

●営農定着（営農資機材などの調達、導入作物の絞り込み・適正確認など）への支援（種苗等の購入実績が必要です。）

▼一律2.5万円／10a

※ただし、主食用米、麦、大豆、そば、菜種等、水田活用所得補償の交付金対象地を除く。

※毎月15日を申込みの区切りとし、11月15日を申込みの期限とします。ただし、予算額以上の事業費となった時点で受付を打ち切りとさせていただきます。

また、本年中に事業完了できるものを対象とします。

◆申込み・問い合わせ先

大山町農業再生協議会事務局（農林水産課内）

☎0858・58・6116

混合粗大ごみの受入れをします

ご家庭で不用になった混合粗大ごみの処理を希望される方は、名和クリーンセンターへ直接持ち込んでください。

なお、家庭から出るごみが対象ですので、事業所ごみの持ち込みは受け入れできません。

混合粗大ごみとは
「燃える物と燃えない物が一緒になっていて、自力での分別が困難な粗大ごみ」
例）電気毛布、電気カーペット



名和クリーンセンター	手数料
6月17日（日） 9時～12時 13時～15時	200円 10kg



電気式生ごみ処理機購入費補助制度



ごみの減量化・リサイクル事業の一環として、電気式生ごみ処理機を購入された方に、購入費の一部を補助しています。この補助制度を利用して、生ごみの減量・リサイクルに取り組んでみませんか。

◆対象者
町内居住の方で、処理機から出る堆肥等を自分の責任に

おいて処理できる方（1世帯につき、補助は1台まで）

◆補助対象機種

・バイオ式（生ごみを微生物の力で発酵・分解させるもの）

・乾燥方式（生ごみを乾燥させて量を減らすもの）

◆補助金額

購入費の2分の1、ただし

補助上限額は2万円

◆申込みに必要なもの

- ・印鑑
- ・領収証（申請者の氏名記載があるもの）
- ・保証書
- ・補助金振込先口座番号（申請者名義）

◆問い合わせ先

住民生活課

☎0859・54・5210

大山支所総合窓口課

☎0859・53・3311

中山支所総合窓口課

☎0858・58・6111